

被災者の既往歴等に関する取り扱い

災害救助法が適用されるような大きな災害の発生時には、適切な医療を速やかに提供するため、かかりつけ以外の医療機関でも、患者同意の下、患者の氏名、生年月日、性別・住所または加入している医療保険者の名称がわかれば、オンライン資格確認等システムを通じて、既往歴等を把握することができます。

災害による建物や通信機器の損壊等により、オンライン資格確認等システムが利用できない場合は、災害救助法が適用された都道府県の国民健康保険団体連合会から、患者の既往歴等が提供されます。

